

改正災害救助法に基づく救助に関する覚書の締結について

本市では、災害救助法の改正を踏まえ、救助実施市として公平かつ迅速な救助実施を行えるよう、資源配分計画の策定と県市の連携体制の強化について、神奈川県と協議を行ってまいりました。

このたび、県市の協議が整い、別紙神奈川県提供資料のとおり「災害救助に係る神奈川県資源配分計画」として取りまとめたことから、次のとおり覚書を締結することとなりました。

今後、平成31年4月1日の救助実施市の指定に向け、神奈川県や関係団体と連携しながら、必要な準備を行ってまいります。

- 1 覚書の相手先 神奈川県知事 黒岩 祐治
- 2 覚書締結日 平成30年12月27日(木)
- 3 覚書の内容 裏面に掲載
- 4 市長コメント

このたび、神奈川県と資源配分計画に基づく救助の実施及び民間との連携強化に関し、覚書を締結しました。これにより、平時及び災害時における神奈川県との連携体制が確保され、平成31年4月1日に予定されている、救助実施市の指定に向け大きな弾みとなりました。

救助実施市となることで、本市の地域特性に合わせた応急仮設住宅の建設や避難所開設に要する運営経費等について国と直接協議することが可能となるなど、地域の被害状況に即した円滑かつ迅速な災害対応を図ることができ、首都圏南西部における拠点都市として、防災面においても本市の総合力を発揮できるようになります。

今後とも、広域調整権を有する神奈川県と連携しながら、市民の安心・安全を守るための取組を進めてまいりたいと考えております。

< 参考 >

災害救助法改正の経過 平成28年の熊本地震を教訓に、いつ起こるか分からない災害に備えるため、内閣総理大臣の指定する救助実施市の長による救助の実施に係る制度を創設することにより、災害救助の円滑かつ迅速な実施を図ることを目的に、災害救助法の一部を改正する法律が平成30年6月15日に公布されました。

救助実施市について 防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市とされており、救助実施市は、一定規模の災害時に県に代わり避難所の設置、応急仮設住宅の供与等の救助を行うこととなります。

なお、救助実施市指定の申請は、当面の間、政令指定都市に限り行うことができます。

改正救助法に基づく救助に関する神奈川県との覚書（全文抜粋）

（神奈川県資源配分計画に基づく救助の実施）

第1 県及び市は、県が市の協力の下で策定する「神奈川県資源配分計画」に基づき、公平かつ迅速な救助、及び救助実施市以外の市町村への支援の円滑な実施に向け、平時及び災害時における体制整備に努める。

また、資源配分計画の主要事項について、今後、県、市双方の地域防災計画に反映させる。

（民間との連携強化）

第2 市は、民間団体等との協定等の締結に努め、県の広域調整の下で救助を実施する連携体制を確保する。すでに協定を締結済みで、改定を行わない団体についても、県の広域調整の下で救助が実施されることについて周知し、認識を共有する。

問い合わせ先

担 当：危機管理局 緊急対策課

責任者：石井 秀樹

電 話：042-707-7044